

# 令和6年度千葉県輸出モデルルート実証事業 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県が委託する「千葉県輸出モデルルート実証事業」の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、委託先候補者決定後、県と委託先候補者による協議の上、県が作成する。

## 1 事業名

「令和6年度千葉県輸出モデルルート実証事業」業務委託

## 2 事業の目的

千葉県では、県産農林水産物の輸出を一層活性化させるため、令和5年度に輸出活性化検討会議の開催及び輸出活性化支援調査を行い、今年度、千葉県農林水産物輸出活性化取組方針を策定したところである。調査において示唆された輸出モデルルートについては、将来的に千葉県産農林水産物の輸出を拡大するためのモデル事例となるものであるが、その有用性については実際の商流における検証が必要である。

そこで本事業では、選定した対象品目を実際に輸出し、現地でのテスト販売等による実証を行い、その結果を調査・分析し、将来的な輸出の拡大に向けた課題整理を行うことで、成田市場、成田空港を活用した輸出促進や千葉県輸出ポテンシャル品目の更なる輸出拡大に繋げていくことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 4 委託業務内容

### (1) 輸出モデルルート実証の項目と具体的内容

下表の項目のとおり、新規ルートで将来的に大ロット輸出が見込め、加工や規制対応等、中長期的に取り組む必要がある輸出モデルルートについて、各対象品目でのテスト輸送及び現地におけるテスト販売\*等を1本以上提案の上、実施すること。なお、対象品目は、県産農林水産物とする。また、提案時には、具体的な想定ルートや関係事業者をできる限り示し、最終的には県と協議の上決定すること。

項目	具体的内容	
対象品目	さつまいも	水産加工品
対象市場	北米、欧州いずれか	台湾、東南アジア、米国いずれか
輸送方法	海上輸送を想定	航空輸送を想定
主な内容・目標	さつまいもを冷凍焼き芋等に加工し、長距離仕向け先となる北米や欧州にテスト輸送。新たな販路開拓とそれを通じた課題整理を行う。	成田市場において鮮魚を一次加工し、航空輸送した際の収益性（販売単価や輸送コスト等）を比較・検証し、成田市場を活用した水産物の輸出拡大につなげていく。

※ テスト販売する商品については、正規の輸出入手続きを行い、合理的な方法で現地へ輸送することとし、販売する商品及びその輸送等に係る費用は委託費に含めないものとする（ただし、試食用サンプル及び放射性物質検査は委託費に含めるものとする）。

また、必要な書類の取得など輸出入手続きへの対応や、試食のための現地衛生当局への届出、販売商品への表示ラベルの貼付等現地の規制への対応を行うこと。

## (2) 結果の調査・分析及び結果に基づく提案

上記（1）モデルルート実証の実施結果について、下記①の項目のとおり調査・分析を行うとともに、下記②のとおり分析結果に基づく成田市場や成田空港の立地を生かした将来的な輸出の拡大を可能にするための提案を行うこと。なお、これらの内容は最終報告書にも記載すること。

### ① 結果の調査・分析に係る項目

- ア 実施した試験輸出の生産・流通・販売の各段階の詳細とその課題
- イ 想定仕向け地におけるテスト販売等の結果
- ウ 想定仕向け地における競合商品の詳細
- エ 想定仕向け地の市場としてのポテンシャルと将来性
- オ その他受託事業者の判断により報告が必要と思われる事項

### ② 将来的な輸出の拡大を可能にするための提案に係る項目

輸出モデルルートごとに主に次の項目について提案を行うこと。

- ア 実行した試験輸出の生産・流通・販売の各段階の課題に対する改善策
- イ 試験輸出を実施した品目に係る将来的な輸出の拡大を図るための有効な対策

## (3) 独自提案

上記（1）に記載の品目以外で、「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」で示された輸出ポテンシャル品目から対象品目、輸出ターゲット国・地域を選定し、輸送方法を明確にした輸出モデルルートを1本以上提案するとともに、それらの輸出モデルルートに対して上記（1）及び（2）に記載の内容を実施すること。

（参考：「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」から抜粋）

### 【千葉県の輸出ポテンシャルのある品目】

	航空輸送	海上輸送
農産物	いちご、メロン、切花	さつまいも、なし、米、 植木、その他野菜
水産物	キンメダイ、アワビ、 その他鮮魚（冷蔵を想定）	サバ類、カツオ、マグロ、 イワシ類（冷凍を想定）
畜産物	—	鶏卵、（牛肉、豚肉（冷凍を想定））

#### 【千葉県の輸出ターゲット国・地域】

全般	台湾、マレーシア、タイ、北米
水産物	台湾、マレーシア、タイ、北米、ベトナム、EU、中東
水産物以外	台湾、マレーシア、タイ、北米、香港
※上記以外に、大型量販店との連携を踏まえた特定のターゲット国・地域を定めることも有効	

#### (4) 輸出事例報告会の開催

輸出に関心のある県産農林水産物・加工品を取り扱う事業者等（生産者や生産者団体などを含む。）を対象とし、本事業の成果を中心とした報告会を1回程度開催すること。なお、報告会の参加者数は50名程度を想定すること。

##### ① 実施時期

令和7年2月～3月頃

※具体的な実施日時は、県と協議の上決定すること。

##### ② 実施方法

対面・オンラインのハイブリッド形式による実施

※報告会の実施場所については提案によるものとし、県と協議の上決定すること。

##### ③ 報告会の内容及び講師

本報告会は、本事業の成果を事業者等へフィードバックすることを念頭に置いた内容とする。なお、最終的な報告会の内容及び講師については、県と協議の上、決定すること。

##### ④ 報告会の運営等

参加者の取りまとめや会場設営、アンケート、記録、その他運営に関する一切の事項を行うこと。

#### (5) 報告書の作成

本委託業務の成果を、報告書にまとめた上で県に提出すること。また、報告書は中間報告と最終報告の2回に分けて作成することとし、電子データにより提出すること。

##### ① 中間報告書

ア 報告書に含める内容

- 各モデルルートの進捗状況
- 試験輸出を行う上で直面した課題と対応策
- 本事業を行う上で接触したバイヤー等に関する情報
- 将来の試験輸出に向けた準備に係る進捗状況と課題
- その他受託事業者の判断により報告が必要と思われる事項

#### イ 提出期限

令和6年12月初旬

※各ルートの実証が終わった時点で1か月以内の提出を想定。具体的な提出期限については協議の上、県が指定する。

#### ② 最終報告書

##### ア 報告書に含める内容

- 事業の概要
- 各モデルルートの試験輸出及びテスト販売等の結果
- 上記(3)に記載の事項
- 将来の試験輸出に向けた準備の実施報告と今後の課題
- 対象事業者の強みや課題とその分析
- 対象事業者の商談回数・結果とその分析
- 対象事業者へ対して行った指導内容
- 本事業を行う上で接触したバイヤー等に関する情報
- その他受託事業者の判断により報告が必要と思われる事項

#### イ 提出期限

令和7年3月21日(金)

#### (6) その他

業務の実施にあたっては受託事業者において計画書を作成の上、進行管理を行うこと。また、月1回程度の頻度で県の担当者と打ち合わせを行い、事業の進捗状況等を報告するとともに、必要な資料や打ち合わせ記録等の作成も行うこと。

### 5 最終成果物の提出について

本事業の受託事業者は、最終的な成果物を下記のとおり県へ提出し、検査を受けること。

#### (1) 提出物

- ア 業務完了報告書(様式は県が指定する)
- イ 最終報告書(上記4(5)②に記載のもの)

#### (2) 提出期限

令和7年3月21日(金)

#### (3) 提出方法

持参または電子メールによる

#### (4) 提出先

千葉県農林水産部販売輸出戦略課 輸出支援室

### 6 事業運営及び管理について

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

### **(1) 県との連絡調整**

委託業務の実施にあたっては、県担当者との連絡調整や打合せを十分に行うこと。打合せを実施した際は、終了後速やかに記録をとりまとめ、県担当者へ提出すること。

### **(2) 主任者の選任**

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

### **(3) 問合せ等への対応**

本事業に関わる輸出事業者及びその他事業者等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えること。

### **(4) 事故及びクレーム等の対応**

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

### **(5) 成果物等の取扱い**

本事業の委託経費で作成した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属する。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、別途協議し決定する。

## **7 法令遵守及び安全管理について**

### **(1) 関係法令の遵守**

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

### **(2) 安全管理体制の整備**

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、事業受託者の組織内において同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

### **(3) 作業員及び第三者の安全管理**

本業務に関わる作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の責任において措置すること。

## **8 秘密の保持について**

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

## 9 その他

### (1) 個人情報の取扱・管理について

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

### (2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

### (3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

### (4) 著作権等について

受託者の制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。また、受託者の使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

### (5) 仕様変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

### (6) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

### (7) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。